

工場立地動向調査の見直しについて

令和3年2月3日 地域経済産業グループ

工場立地動向調査とは

1. 趣旨

- 工場立地が適正に行われるようにするための基本的な取組として、工場立地法第2条の規定に基づいて 実施。
- ◆ 本調査の目的は、国が工場立地の現状を把握するとともに、関係者への正確な情報提供を通じて、工場立地の適正化に資すること。
 - ※ 具体的には、①事業者や地方自治体等が調査結果を利用すること、②地方自治体が工場立地 法に基づき事業者からの届出の審査等を行う際の基礎資料として調査結果を利用すること等を通じ て、国全体として適正な工場立地を促すことを企図。

2. 概要

- 対象企業:工場又は研究所を建設する目的で、1,000㎡以上の用地を取得した者
- 調査期間:毎年上期(1月~6月)・下期(7月~12月)の計2回調査を実施。
 - ※ 工場立地法に基づく調査として昭和49年から年1回実施。昭和55年から、工場立地件数の急増を 踏まえ、工場立地件数が半期で大幅に変化する可能性を考慮して上期・下期の年2回調査を実施。
- 調査結果の公表:上期の調査結果を「上期速報」として10月末、下期の調査結果を「下期(通年)速報」として翌年3月末、上期・下期の調査結果を最終確定したものを「確報」として翌々年10月末にそれぞれ公表。
- 調査項目:立地地点、敷地面積、建築面積、設備投資額、労働力、輸送条件、用水事情、選定理由 等

工場立地法(昭和34年法律第24号)(抜粋)

(工場立地に関する調査)

第2条 経済産業大臣(中略)は、あらかじめ、調査の対象、調査の方法その他調査に関する重要事項について産業構造審議会の意見を聴いて、工場適地の調査、工場立地の動向の調査及び工場立地に伴う公害の防止に関する調査を行うものとする。 2~4 (略)

工場立地動向調査の調査フロー(1/2)

- 国(経済産業省)は、都道府県に対して調査対象となる事業者の名簿を作成し提供するよう依頼。
- 都道府県は市区町村の協力を得て、管内の事業者を対象に「調査対象者名簿」を作成し、国に送付。国は 当該名簿を集約し、調査対象となる事業者を確定。
- 国は名簿に記載された事業者に対して調査票を送付し、回収と集計を実施。

「調査対象者名簿」の 作成 約40日 調査票の発送 約7日 調査票の回答 約20日

国 (経済産業省)

- 自治体に「調査対象者 名簿」の作成を依頼
- 提出された名簿を取りまとめ、自治体に確認を取りつつ最終確定
- 名簿に記載されている事業者に対して調査票を 送付

_

自治体 (都道府県·市区町村)

- 各種行政情報(国土利用計画法の土地売買等届出書等)を活用し、管内の「調査対象者名簿」を作成し、国に送付
- 国が作成した名簿の最終確認

調査対象の 事業者

調査票を受領

社内の関連部署に必要事項を照会しつつ、調査票に回答

2

工場立地動向調査の調査フロー(2/2)

- 事業者の回答内容が不十分な場合、国は事業者に対する聞き取りや、都道府県・市区町村の保有する行政情報による補完を実施。
- 調査結果は、国が都道府県に対して確認を行った上で公表(「上期速報」「下期(通年)速報」「確報」の計3回公表)。



国 (経済産業省)

調査票の回収、事業者 に対する回答の督促

- 調査票情報の集計
- 自治体・事業者に対する聞き取り調査による内容確認・修正
- 調査結果・統計表の作成
- 自治体に対する確認依頼
- 調査結果の公表

自治体 (都道府県·市区町村)

(国からの協力依頼に基づき)事業者に対する督保に協力

- (国からの協力依頼に基づき)事業者の回答情報が不十分な場合、保有する行政情報を活用して補完
- (国が作成した)調査 結果・統計表の最終確認
- (必要に応じて)国に 対する修正意見の提出

調査対象の 事業者

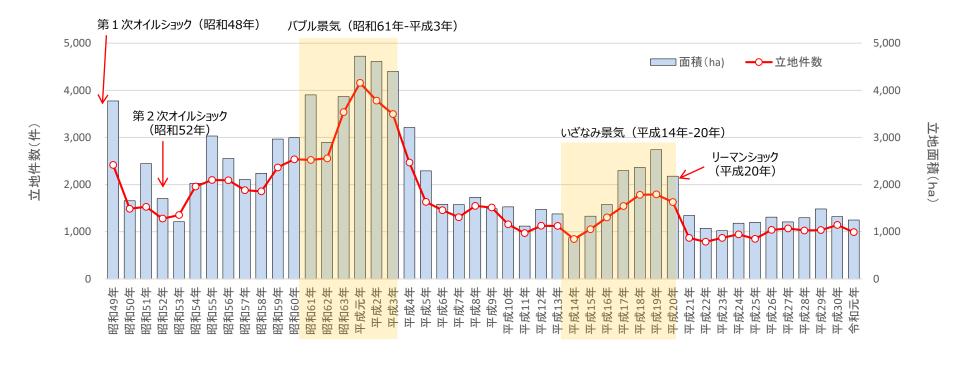
- 期日までに回答を送付
- (期日後の)国からの 督促に適官対応

国からの照会に適宜対応

_

工場立地に関する社会情勢の変化(①工場立地件数の動向)

- 本調査は昭和55年から、工場立地件数の急増を踏まえ、工場立地件数が半期で大幅に変化する可能性を 考慮し、従来は年1回だった調査を上期・下期の年2回実施している。
- <u>工場立地件数の推移を見ると、工場立地件数は現在ピーク時(平成元年)の約1/4まで減少</u>。ここ 10年間は景気動向に変化がある中でも、<u>年間約1,000件前後で安定的に推移</u>している状況。

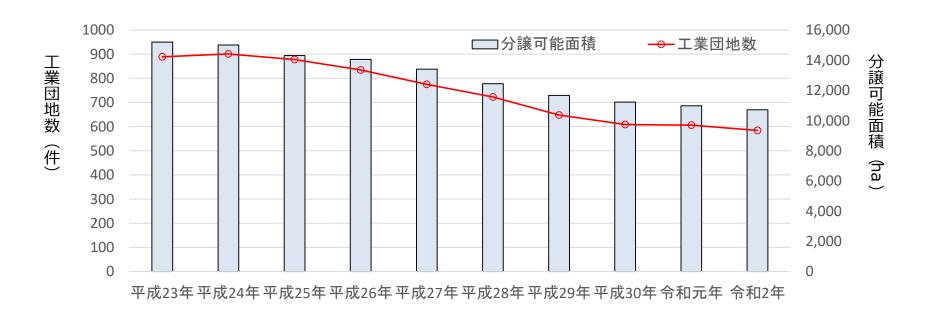


工場立地件数・面積の推移

(工場立地動向調査に基づき経済産業省作成)

工場立地に関する社会情勢の変化(②工業団地の動向)

- 一般財団法人日本立地センターの調べによると、**ここ10年間、全国で工業団地数・分譲可能面積は減少** 傾向(10年間で工業団地数は約4割減、分譲可能面積は約3割減)。
- また、近年は、**新規工場立地よりも、既存工場の増改築が多い状況が継続**。
 - ※ 工場立地法に基づき事業者が市区町村に行う届出のうち、既存工場の増改築に関する届出は工場の 新設届出の約3倍の届出数(平成28~30年度)。
- 工場立地件数の減少傾向や上記の状況を踏まえると、新規の工場立地の急激な増加等、工場立地に短期間で急激な変化が生じ、工場の適正配置が全国規模で阻害される可能性は、調査回数を2回に増やした昭和55年の状況に比して低下している状況にあると考えられる。



全国の工業団地数・分譲可能用地面積の推移

統計調査業務の効率化・報告者の負担軽減に係る取組の必要性

- ◆ 本調査は、統計法における一般統計調査として位置付けられており、その実施にあたっては統計調査業務の 効率化や報告者の負担軽減が求められている。
- また、事業者や地方自治体からは、調査の実施にかかる負担軽減を求める意見や年1回の調査で調査目的は達成可能との意見をいただいているところ、一定の見直し・合理化に向けて取り組む必要がある。

第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月2日閣議決定)(抜粋)

- 第3 公的統計の整備に必要な事項
 - 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減
 - (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

(中略)統計ニーズに対応するために、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすこととなるため留意が必要である。各府省では、第 II 期基本計画に基づき、統計ニーズに係るアンケート調査の見直しや、所管統計の改善等に係る統計ニーズの情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

(中略) 各府省における統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズや報告者の声を把握し、その反映を検討することを原則とするとともに、(中略)報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応、調査事務の効率化を図る。

【参考】事業者や地方自治体からの意見

事業者や地方自治体からは、調査回数や調査項目について、<u>負担軽減や事務の効率化の観点から見直し</u>を求める意見をいただいている。

(事業者からの意見)

- ▶ 日々の業務がある中、調査への回答は負担。
- ▶ 調査票の記入項目が多く、回答しづらい。
- ▶ 社内の関連部署に必要事項を照会しつつ、調査票に回答する必要があり負担が大きい。
- ▶ 中小企業のため調査対応を行うための部署がないので、回答負担が大きい。
- 工場に事務員がいないため、業務の合間に調査票の記入を行うことが負担。

(地方自治体からの意見)

- ▶ 調査にかかる事務負担が膨大、回答作成の負担が大きいとの声が事業者からも寄せられている。
- 年1回の公表でも支障を来さず、調査目的は達成できるのではないか。
- ▶ 上期速報の数値は確報で大きく変わる可能性もあり、上期の速報値をあえて公表する必要性は低い。
- ➤ 年1回にすることで、県や各市町村で十分な確認時間を確保でき、調査精度が上がる。
- ▶ 過去との比較(経年変化)が重要であり、速報性は不要。年1回の調査で問題ない。
- ▶ 年度末は多忙のため、公表時期が年度末から変更になることに賛成。

工場立地動向調査の見直しの方向性(案)

1. 調査回数の合理化

 現在は年2回(上期・下期)実施し、「上期速報」「下期(通年)速報」「確報」を公表しているが、 今後は<u>調査の実施を年1回に変更</u>するとともに、<u>結果の公表を「確報」のみに変更(「速報」を廃止)</u>。 現在の調査回数

:上期・下期の年2回、地方自治体の協力を得て、事業者に対して調査を実施。

今後の調査回数

: 年1回、地方自治体の協力を得て、事業者に対して調査を実施。



2. 調査項目の合理化

- 工場立地法の法目的(環境保全を図りつつ、工場立地の適正化を図る)に留意しつつ、合理化を検討。
- 工場立地に関する基礎的な情報を収集するための調査項目は維持しつつ、調査項目のうち、現在では工場立地の適正化に直接影響を与える可能性が低いと考えられる項目については、廃止又は選択肢を簡素化する。

3. 新制度の施行時期

本小委員会における議論も踏まえ、総務省とも協議の上、令和3年調査(令和3年1~12月が対象、 令和4年1月に調査開始)より、新制度に基づく調査を実施予定。

【参考】工場立地法の概要

目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること

対象工場

◆業種: 製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除く)

◆規模: 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。 (届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。)

規制の内容

- ◆緑地等の整備に関する規制
 - 工場の敷地面積において、一定規模の緑地等を整備することを義務付け。
- ◆生産施設の設置制限に関する規制

工場の敷地面積において、生産施設の設置面積を業種によって一定規模に制限。



設置に関する規制なし

設置を推進











生産施設

(製造ライン、発電施設等)

事務所棟、駐車場 等

環境施設

(太陽光発電等、緑地 [芝生、樹木 等])

勧告·変更命令

·罰則

規制(準則)に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。 変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。